

災害時における生徒の登下校に関する規定

平成25年10月8日
岐阜県立岐阜総合学園高等学校

- I 気象警報（暴風，大雨，洪水，大雪，暴風雪）発表の場合
- 1 登校に関して
- (1) 岐阜市に警報が発表された場合
- ① 通常授業（6時間授業）の時
- ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は，平常どおり登校する。
- イ 午前6時30分から午前11時までに警報が解除された場合は，解除後2時間を経てから授業が実施されるので登校すること。
- ウ 午前11時以後に警報が解除された場合は登校しなくてもよい。
- ② 午前授業・午後学校行事（三者懇談・学園祭準備等）の時
- ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は，平常どおり登校する。
- イ 午前6時30分から，午前9時までに警報が解除された場合は，解除後2時間を経てから授業が実施されるので登校すること。また，学校行事は予定通り行う。
- ウ 午前9時から午前11時までに警報が解除された場合は，授業は行わないが昼からの学校行事は予定通り行う。
- エ 午前11時以後に警報が解除された場合は，登校しなくてもよい。学校行事については，後日あらためて連絡をする。
- ③ 定期考査の時
- ア 午前6時30分までに警報が解除された場合は，平常どおり登校する。
- イ 午前6時30分から，午前8時30分までに警報が解除された場合は，午前10時30分のSHR後から考査（1・2・3・4限の科目）が実施されるので登校すること。
- ウ 午前8時30分以降に警報が解除された場合は，登校しなくてよい。考査は後日行う。
- (2) 岐阜市に気象警報が発表されておらず，居住地又は通学経路の地域に気象警報が発表された場合
- (1) に準じて行動する。
- 2 下校に関して
- (1) 気象警報発表中及び警報発表が予想される場合は，学校待機を原則とする。その際，指示された場所（教室・会議室等）で待機し，各自が保護者へ連絡する。
- (2) 気象警報解除後，交通機関，道路及び各自の居住地域等の安全を確認のうえ学校の指示を受け下校する。その際，安全確保を最優先し，増水した河川や用水路等には近づかないよう注意する。
- (3) 自宅へ到着後，必ず学校（担任）へ到着確認の連絡をする。
- 3 登下校中・校外活動中に関して
- (1) 登下校中に警報が発表された場合は，自宅か学校の近い方もしくは最寄りの駅や店舗等で待機し，学校と保護者に連絡をする。
- (2) 校外活動中であれば，すぐに活動を中止し，担当職員（部顧問等）の指示に従う。
- II Iの気象警報が発表されていない場合，又は解除された場合
道路・橋などの破損，交通機関の停止，自家の損傷が著しい場合などで登校の困難な時は，登校しなくてもよい。その際できるだけ速やかに学校へ連絡すること。
- III 特別警報が発表された場合
登校しなくてもよい。ただちに命を守る行動をとること。

○岐阜県総合防災ポータル（岐阜県庁ホームページ）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/bousai/>

○岐阜地方気象台ホームページ

<http://www.jma-net.go.jp/gifu/>

○ぎふ川と道のアラームメール（岐阜県河川課）

（PCから） <http://service.sugumail.com/gifu/member/>

（携帯から） t-gifu@sg-m.jp へ空メールを送信